

令和5年10月30日(月) 14:00~16:30 地方議員研究会研修

「地域公共交通活性化再生法の改正と地域公共交通計画」

講師 早稲田大学スマート社会技術融合研究機構 電動車両研究所

研究院客員准教授 井原雄人 氏

活性化再生法から地域交通法へ

「ローカル鉄道の再構築に関する仕組みの創設・拡充」

- ・自治体または鉄道事業者からの要請に基づき、国が組織する「再構築協議会」を創設（協議会の開催、調査、実証事業等に対して国が支援）。

- ・協議会において鉄道輸送の維持・高速化やバス等の転換により、利便性・持続可能性の向上を図る方策を検討し、再構築方針を作成。

- ・協議会では「廃止ありき」「存続ありき」の前提をおかずに議論。

（JR各社は、国鉄改革の実施後の輸送需要の動向等を踏まえて、営業する路線の

適切な維持等に努めることが前提）

- ・認定を受けた事業によりインフラ整備に取り組む自治体について、社会資本整備総合交付金等により支援。

「地域の関係者の連携と協働の促進」

- ・目的規定に、自治体・公共交通事業者・地域の多様な主体等の「地域の関係者」の「連携と協働」を追加し、国の努力義務として、関係者相互間の連携と協働の促進を追加。
- ・地域の関係者相互間の連携に関する事項を、地域公共交通計画への記載に努める事項として追加。

「バス・タクシー等地域交通の再構築に関する仕組みの拡充」

- ・地域公共交通利便増進事業の拡充
 - 自治体と交通事業者が、一定の区域・期間について、交通サービス水準（運行回数等）、費用負担等の協定を締結して行う「エリア一括協定運行事業」を創設。
 - 国は、複数年の支援総額を事前明示するとともに、インフラ・車両整備に対する社会資本整備総合交付金を含め、予算面で支援（上下分離も可能）
- ・道路運送高度化事業の拡充
 - AI オンデマンド、キャッシュレス決済、EV バスの導入等の交通 DX・GX を推進する事業を創設。
 - 国は、社会資本整備総合交付金を含む支援とともに、鉄道・運輸機構の出・融資

や固定資産税の特例措置により支援。

「鉄道・タクシーにおける協議運賃制度の創設」

- ・地域の関係者の協議が調ったときは、届出による運賃設定を可能とする協議運賃制度を創設。(乗合バスについては、平成18年より協議運賃制度を導入済)
- ・協議運賃の協議を整えるためには、地域公共交通会議とは別に協議会を設置する必要がある。

(所感)

自治体と交通事業者の連携がないと様々な制度を有効に使えないため、公共交通に対する役割の再確認の必要性を考えさせられた。

令和5年10月31日(火) 10:00~12:30 地方議員研究会研修

議会から始める「自治体DX」

講師 株式会社ICT推進部会 君島雄一郎 氏

「自治体DX」を始めるために

- ・データドリブンに基づき議会活動を見直しDXを活用する

データドリブンとは、^{KDD}KDD（勘、経験、度胸）だけに頼るのではなく、データの分析結果をもとに、課題解決のための施策を立案やビジネスの意思決定などを行う業務プロセスを指す。

- データを収集する（議会報告会、公聴会、陳情、パブリックコメント）

過去の議事録から議論の偏在化していないか、目の届いていないところはないか、約束は守られているかなどが確認できる。

- データを「見える化」する（議会審査）

見えない社会インフラ（水道管）、橋脚、地下施設などの老朽化を調査して社会インフラハザードマップを作成する。

- データを分析し行動計画を策定（条例制定）

虐待、障がい者、ヤングケアラーなどの実態把握から政策立案につなげる。

- 行動計画に基づき実行する（行政による執行）

正確な行政需要を把握することで、計画的な財政計画を策定し、効率的な予算執行につなげていく。

- ・ 今後の展望について

- オンライン採決の解禁

妊娠だけでなく感染症対策としても必要だが法改正が必要。

- オンライン打ち合わせの促進

打ち合わせのオンライン化を進めることで職員の働き方改革につなげる。

- オープンデータ化の促進

セキュリティを担保しながら保有する情報を積極的に市民と共有する。

（所感）

政府において「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」が決定され、目指すべきデジタル社会のビジョンとして「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～」が示された。このビジョンの実現のためには自治体、とりわけ市区町村の役割は極めて重要だと感じた。

令和6年1月23日(火) 岡山県奈義町行政視察

奈義町 「子育て支援」政策について

説明 奈義町 情報企画課 副参事 小坂 昌平氏

1、奈義町について

- ・昭和30年2月： 3村合併により「奈義町」誕生
- ・平成14年12月： 合併の意思を問う住民投票を行い「単独町制」を決定
- ・面積： 69,52 km² (東西約9km/南北10km)
- ・人口： 5,751人 (2023.3.1現在) ※2022.4.1時点5,725人
- ・世帯数： 2,533世帯 (2023.3.1現在)
- ・非常にコンパクトなまち 半径2km以内に人口の8割が定住するコンパクトシティ
- ・公共交通が無くバスやデマンド交通による交通網にたよる。
- ・病院関係は町内に診療所が2か所あり地域医療を担う
- ・病児保育 隣町の津山市と連携するが看護師がいない
- ・特色 自衛隊駐屯地が行政区の2割を占める

日本原演習所 14,66 km²のうち奈義町分 11,94 km²

子育て関連施設

- ・ 保育園1、幼稚園2
- ・ 小学校1校、中学校1校
- ・ 子育て支援施設（チャイルドホーム）

R5.9~奈義保育園でおむつのサブスクを導入に合わせて、「災害時における救援物資の提供等に関する協定」をサービス提供会社と締結。

奈義ファミリークリニックによる病児保育の充実（岡山家庭医療センター）

- ・ 乳幼児健診
- ・ 学校医
- ・ 予防接種
- ・ キッズ医療体験
- ・ 病児保育

世帯別構成比

- ・ 生産年齢人口が約 50%

2. 少子化対策の意義

- ・少子化対策は子育て世代だけの問題ではないため、課題を住民と一緒に考える。

若者や子育て世代が減少してしまうと、生活に必要な施設や機能、サービスを維持することは難しくなり、少子化による人口減少は「高齢者」の安心・安全な生活にもつながる課題である。

3. 奈義町の子育て支援施策

- ・妊娠・出産、子育てまでの切れ目のない経済的支援

在宅育児をする保護者に毎月 15,000 円の支援金、育児休業手当を受けても受給

高校生への就学支援として年額 240,000 円の支援金、奈義町から通学する平均金額

- ・出産、子育て等に係るメンタル的支援

保健師による母子手帳交付時の面談

きずなメールによる情報配信 産前産後、必要な情報をプッシュ型で配信

保健師による新生児全戸訪問

産前産後アプローチの更なる推進！

今後実施予定の事業

- ① 心理士による産前産後のカウンセリングの導入
- ② 父親の子育てケアアップ事業
- ③ 子育て適応包括支援尺度（CPRA）を活用した個別支援

⇒大阪大学との連携事業

「子育ての心の支え」 なぎチャイルドホーム

常駐する「子育てアドバイザー」に育児に関する相談にのってもらったり、子供の社会的経験の場となるような活動を行っている。

町民同士で支え合う子育てサポート制度

ちょっと子供を預けたい時の一時保育「すまいる」。一時的に子どもを預かってほしい時に、子育て援助会員に依頼できる制度。

週4で通え、親同士で協力する保育活動「自主保育たけの子」。子どもだけでなく、親同士のこうりゅうの場にもなっている。

・子育てに優しい地域づくり、機運醸成

平成24年4月1日 奈義町子育て応援宣言を発表

町民へ行政が約束をする宣言することで、町民へ『安心感』と『心強さ』を

- ・奈義町が抱える地域課題の解決（住む、働く）

（子育て側）

子育てしながら空いた時間にちょっとだけ働きたい、ちょっとだけみんなと一緒に仕事をしたい

×

（必要とする側）

忙しい時にちょっとだけ手伝って欲しい

困ったときにちょっとだけ手助けして欲しい

↓

- ・奈義しごとえん

ちょっとした需要と共有/高齢者が子育てママの悩みに共感/子育てママと交流で高齢者も元気に！

- ・しごとコンビニ事業 子どもの見守り「こもりん」

大人が交代制で子供たちを見れる仕組み 2019年よりママさんたちの意見交換を重ねて運用中

「しごとコンビニ」事業 現在300人くらい登録

・企業誘致

働く仕事の提供：企業誘致 平成4年完成（全区画完売）全16社立地、約800

名が就労し、そのうち600人は町外から通勤

・住宅の整備：住む場所の提供

奈義町は民間賃貸住宅が少なく賃貸住宅不足を解消するため、町で「民間賃貸住宅の建設」を助成。

◦賃貸住宅（若者向け住宅の建設）

オール電化や浴室乾燥など子育て層の声に対応した賃貸住宅

◦分譲地整備

分譲地紹介報奨制度 30万円 新築住宅普及促進事業補助金 上限100万円

（所感）

住むところがあり、働くことができ、子育ての負担が軽くなり、子育ての悩みや喜びが共有でき、まちのみんなが子育てを応援してくれる安心感が奈義町のように、人口が減って戸数が減っても特殊出生率が変わらず、奈義町の子育て世代は半数以上が3人以上の多子世帯が示すように令和元年合計特殊出生率「2,95」を記録し、異次元の少子化対策を実現していることに矢板市としても取組を検討していきたいと思う。

令和6年1月24日(水) 広島県尾道市行政視察

尾道市空き家再生プロジェクトについて

説明 NPO 法人尾道空き家再生プロジェクト 専務理事 新田悟朗 氏

坂の町・尾道の独特の景観は映画やCMをはじめとする様々なメディアで全国、全世界に紹介され、尾道の代名詞のように伝えられているが、一方では車中心の社会への変化や核家族化、少子高齢化による中心市街地の空洞化といった現代の社会問題を多く抱えているエリアであり、斜面地や路地裏などの住宅密集地に増え続ける空き家問題が深刻であり魅力満載の坂のまちには、300を超える空き家が存在し、駅から2キロという徒歩圏内に500軒近い空き家があるのではないかと推測され、その多くは長年の放置により廃屋化しており、建て替えや新築不可能なロケーションにおいて、現存する空き家をうまく活用し、後世に伝えていくかが最重要課題となっている。

そんな空き家の再生事業を通して古い町並みの保全と次世代のコミュニティの確立を目的として活動している。

尾道はお寺が多く、所有者の入れ替わりが多い。また、広島県3番目に観光客が多く、コロナ前には年間約600万人ほどいた。

坂が多い町で、映画やアニメに出るような今ある風景を残すには、空き家を壊すのではなく、再生・活用していくことが大切で空き家再生プロジェクトではコミュニィ、

環境、建築、観光、アートの5つの柱を軸に活動を展開しガウディハウスなどを製作している。

尾道市から空き家バンクを民間として依頼され、正社員8人、アルバイト30人、NPOとして150人体制で活動し、特徴はとにかく多くのイベントを行っている。

また、ワークショップをし、いかに楽しくリノベーションできるか探究し、空き家バンクは市内全域ではなく、中心市街地の2km圏内景観地域だけに限定し、わかりやすく特色を出していく。

全国的な情報活動により、興味のある来訪者に対し、来ていただいてから登録後進めていくということだ。

関東・関西を含め150くらい成立し「尾道」を経験して交流人口が増えている。

(所感)

空き家再生による観光との連動を通して町を再生しリノベーションすることにより交流人口増加につなげ、人口減少対策にも繋げるという明確なコンセプトが垣間見ることができ、今後の矢板市としても活用できるのではないかと感じた。

令和6年1月25日（木） 岡山県井原市行政視察

世界が認めた「美しい星空」の下でのまちづくり推進事業について

説明 井原市建設経済部観光交流課 課長 藤岡健二 氏

井原市 国産デニム発祥の地

井原市美星地区

- ・鎌倉時代初期の承久年間には、流れ星が空中で3つに割れて落ちたとされる伝説（星尾降神伝説）も残るなど、星とのかかわりの深いまちである。
 - ・1988年1月に環境庁により全国108の自治体が「星空の街・あおぞらの街」に選定された。
- 美星町では「星は見上げればそこにあるもの」と言われるほど、星空の聖地が認定を受けたことの反響が大きい。

天体観測環境の保全の取組

- ・「美しい星空を守る美星町光害防止条例」の制定

目的：町民の生活に必要な夜間照明を確保しつつ、光害から美しい星空を守ること。

遮光：水平以上に光が漏れないようにする。建築物、看板等を照明する場合は下から上へ投光しない。

投光器の使用：サーチライト、レーザー等の使用は水平以上に向けることを禁止する。

光源：屋外照明は、天体観測に障害の少ない低圧ナトリウム灯を推奨。照明は必用最小限の光量とする。

照明時間：屋外照明は、保安灯など必要なものを除き、午後 10 時以降の消灯を推奨。

・条例制定以降の取組

光害対策型のモデル照明設置

光環境フォーラム・全国各地から約 300 人が参加

星空の街・あおぞらの街全国大会開催

ところが、条例が制定された 30 年前と比べ、新たな問題が！

平成 23 年以降、LED 防犯灯が町内に設置され始め、瞬く間に町内に広がり 400 其

前後とみられ、これらの防犯灯は上方への光漏れが生じ、明らかに条例に満たされず

制定から 30 年経過し条例そのものが形骸化していたことが原因と思われる。

- ・光害の低減・星空保護の取組の再活性化

星空保護区の認定を目指す 保護区は目標ではなく通過点

美星町観光協会との連携

【主な活動内容】

→町内自動販売機・電飾看板の 22 時以降の消灯推進活動

→町内消灯を環境に優しい色への変更推進活動

「星空保護区」への認定

- ・世界基準の美しい星空環境の実現に向けて

光害のない、美しい夜空を保護・保存するための優れた取組を称える「ダークスカ

・コミュニティ」を目指す。町や市単位で認定を受けている場所は、日本国内はも

ちろん、アジア圏内でもまだ一つもなかった。

- ・認定に向けての問題

国内製品に DarkSky の基準を満たす防犯灯が見当たらず、相当な作業量の発生が見

込まれた。

・パナソニック社と美星町との連携

平成 31 年 3 月、井原市職員がパナソニック社を訪問し、美星町の取組について意見交換し、協力をしていただき、あらためて市と美星町観光協会がパナソニック本社を訪問し、DarkSky の基準を満たす照明器具の開発に着手してもらい、令和 2 年 1 月に DarkSky から国内発認証されるに至った。

保護区認定後の星空観光の推進

・山積する課題

宿泊や飲食など観光の受け皿がない

→現在、ルートインホテルが建築中

観光客が地域で消費する場所がない

星に詳しいガイドが少ない 等々

↓

・町境に英語表記や QR コードを刷り込んだ観光看板を複数設置したほか、星空保護区の特設サイトを構築し、魅力の発信を行っている。

- ・日本航空との共創による「星降るレストラン」ツアー商品化
- ・美星町観光協会×JR西日本×日本旅行による看板商品化プロジェクトなど官民連携観光事業に取り組む
- ・令和4年9月～11月にかけて、倉敷市と福山駅から美星天文台までバスを運行する「星空特等席」行きバスツアーを実施
- ・星空ペンションコメットにおけるワーケーション事業の推進
- ・ツーリズム EXPO への出展
- ・地場産業の取組（星空×デニム 商品化）
☆デニムや星空など井原市の地域資源をアピール☆

星の降るまちは 星の集まるまちでした ☆

(所感)

井原市美星町では「星は見上げればそこにあるもの」と言われているが、私たち矢

板市においても「宝物は足元にある」はずである。自分たちの宝物に気づき

それを本気で訴えることにより行政が大企業を動かすことに驚きを禁じ得ない。

デニムを見ると井原市を思い出すだろう。